発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 637 平成23年1(

平成23年10月31日 (月曜日)

発行)株式会社ノースアイランド東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

中堅製造業も東南アジア進出加速 東京・大田 18 社も生き残りかけて

国内の中堅・中小製造業の東南アジアへの進出が、一層、加速する気配を見せている。中堅企業の多くが海外移転に踏み切るのは、大手企業が部品や素材などの現地調達を高めているため。存続基盤の維持・発展をかけての追随となる。3月には東日本大震災があって部品供給網が寸断、戦後最高値で推移する円高への対応にも迫られている。円高は「現行の1ドル76円台が半年以上続くなら中小企業でも17%、大手でも46%が海外進出」と影響は大きい(経産省8月調べ)。

そこを絶好機とばかり韓国や中国、ベトナム、インドネシアなどが税制優遇措置や電力料金免除を条件に出して企業誘致に躍起となっている。自動車を中心として日本企業が最も多く進出しているのはタイ。その海外進出を助け仲介の役割を果たすのが日本商社で、多くの工業団地を造成し、電力、道路、水処理などのインフラを整備し進出を助ける。

経産省の予測では東南アジア各国の「商社工業団地」に今後3年間で約350社が進出する見通し。国内有数のモノづくりの集積地、東京都大田区は06年から公益法人「大田区産業振興協会」が現地での登録や事務手続きを代行し工場操業をバックアップしている。これまで6社だった海外進出は今年に入り18社が検討に入った。進出の条件に「本社機能を大田区に残す」との一札はあるものの、雇用や技術流出の空洞化懸念は避けられない。

税務会計

事業者免税点制度の見直しを要請検査院が調査踏まえ報告書を公表

会計検査院はこのほど「消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について」の報告書を公表し、財務省に、事業者免税点制度の見直しを求めた。事業者免税点制度は、課税期間に係る基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されるもの。1994年度税制改正で、新設法人のうち、その事業年度開始の日における資本金が1,000万円以上の法人は、基準期間が存在しない設立2年以内の納税義務が免除されないこととされた。

同院の調査では、課税事業者だった個人事業者206人が2006年中に資本金1,000万円未満で法人成りして、第1期及び第2期課税期間は、たとえ事業収入が増えていても消費税は免税となっていた。また、資本金1,000万円未満の新設法人のうち、増資により資本金1,000万円以上となり第1期課税期間が免税となっていた法人が10社、第2期事業年度開始の日の翌日以降に1,000万円に増資、第1期、第2期課税期間が免税となっていた法人が29社あった。さらに、設立2年以内の免税を受けた後に解散した法人、無申告、免税適用後の第3期事業年度以降に他の新設同族法人へ売上を移転するなどの操作をしていた法人も24社あった。

政府は、2011年度改正で、課税売上高が1,000 万円を超えることが事業年度の中途で明らかになった場合には翌事業年度から課税事業者とする改正を行ったが、事業者免税点制度については、今後さらなる検討を財務省に求めている。

今週のキーワード

商社工業団地

規模の大きいのはタイ中部、アユタヤ県のファクトリーランド工業団地で同県に5つの工業団地がある。ホンダやニコンが入るロジャナ工業団地、キヤノンなどが入るハイテク工業団地など合計で300社を超す日本企業が入居する。一方で海外生産比率と現地の地価高騰が増勢している。しかし目下、タイの大規模洪水で7つの工業団地460社が冠水中。企業のやる気は冷水を浴びせられた格好だ。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。